

資料編

資料編 我が国の出入国在留管理制度の概要

巻末付録 2009 年 4 月 1 日以降の主な出来事

索引

資料編

我が国の出入国在留管理制度の概要

第1節 目的と根拠法令

入管法は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」とは、ルールを守る外国人の円滑な受入れと我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・滞在の阻止をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するため、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。

なお、2019年4月に施行された入管法等改正法により、前記の本法の目的のうち、「本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」が加わったが、これは、近年の在留外国人の増加に加え、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設に伴い、より一層外国人の在留を公正に管理することの重要性が高まることから、出入国の管理のみならず、本邦に在留する外国人の在留の公正な管理も重要な目的であることを明確に表現するため、新たに加えることとしたものである。また、「難民の認定手続を整備」については、1981年に我が国が難民条約に加入し、難民認定制度が出入国在留管理行政に含まれることとなったことから追加されたものである。

その他入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた入管特例法、市町村における法定受託事務等を定めた入管法施行令・入管特例法施行令、入管法・入管特例法の実施に関する手続等を具体化した入管法施行規則・入管特例法施行規則、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められる上陸基準省令などがある。

第2節 全ての人の出入（帰）国審査手続

1 外国人の出入国手続^(注1)

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、有効な旅券で、原則として海外にある日本国大使館等で取得した査証（ビザ）^(注2)を受けたものを所持した上で、出入国港^(注3)において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けなければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたものであるなど有効とはいえない場合、我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど入管法（第5条）に列挙された上陸拒否事由に該当する場

(注1) 外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

(注2) 本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に証明するものをいう。

(注3) 外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第2条第8号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、2023年4月1日現在、港は127、飛行場は32となっている。

合などは、我が国への上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、我が国の安全・安心を脅かす外国人の上陸を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国手続のほか、入管法は、特例上陸許可^(注1)という簡易な上陸許可制度を定めている。

外国人の入国の要件

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/youken_00001.html)

2 外国人の入国（上陸）審査手続^(注2)

我が国における外国人の上陸審査手続においては、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている（図表98）。

外国人の上陸手続

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zyouriku_00001.html)

上陸拒否事由

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/kyohi_00001.html)

（1）入国（上陸）審査

入国審査官は、外国人から上陸の申請があり、当該外国人（特別永住者等を除く。）が個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供義務を履行（入管法第6条第3項）したときは、当該外国人が上陸のための条件（①有効な旅券を所持すること、②査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること、③我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合すること、④申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること、⑤上陸拒否事由に該当しないこと）（入管法第7条第1項）に適合するか否かを審査し、これらの上陸のための条件に適合していると認定したときは、在留資格・在留期間を決定し、その所持する旅券に上陸許可の証印（入管法第9条第1項）を行うこととなる。

この上陸審査時における個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供については、2006年の入管法改正により義務付けられたものである（2007年11月20日施行）。

（2）口頭審理

上陸の申請を行った外国人が、出入国港において入国審査官に個人識別情報を提供しなかった場合又は入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官^(注3)に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（入管法第7条第4項、第9条第6項、第10条第1項）。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合していると認定されたとき（入国審査官に個人識別情報を提供しないことにより特別審理官に引き渡された者については、個人識別情報提供義務免除対象者に該当すると認定された場合又は特別審理官に対し個人識別情

（注1） 特例上陸許可については、本節4参照。

（注2） 入国審査官による「入国（上陸）審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを合わせて広い意味での入国（上陸）審査手続と呼んでいる。

（注3） 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、出入国在留管理庁長官が指定した者をいう。

報を提供した場合に限る。) には、直ちに上陸が許可される (入管法第10条第8項)。

(3) 異議の申出

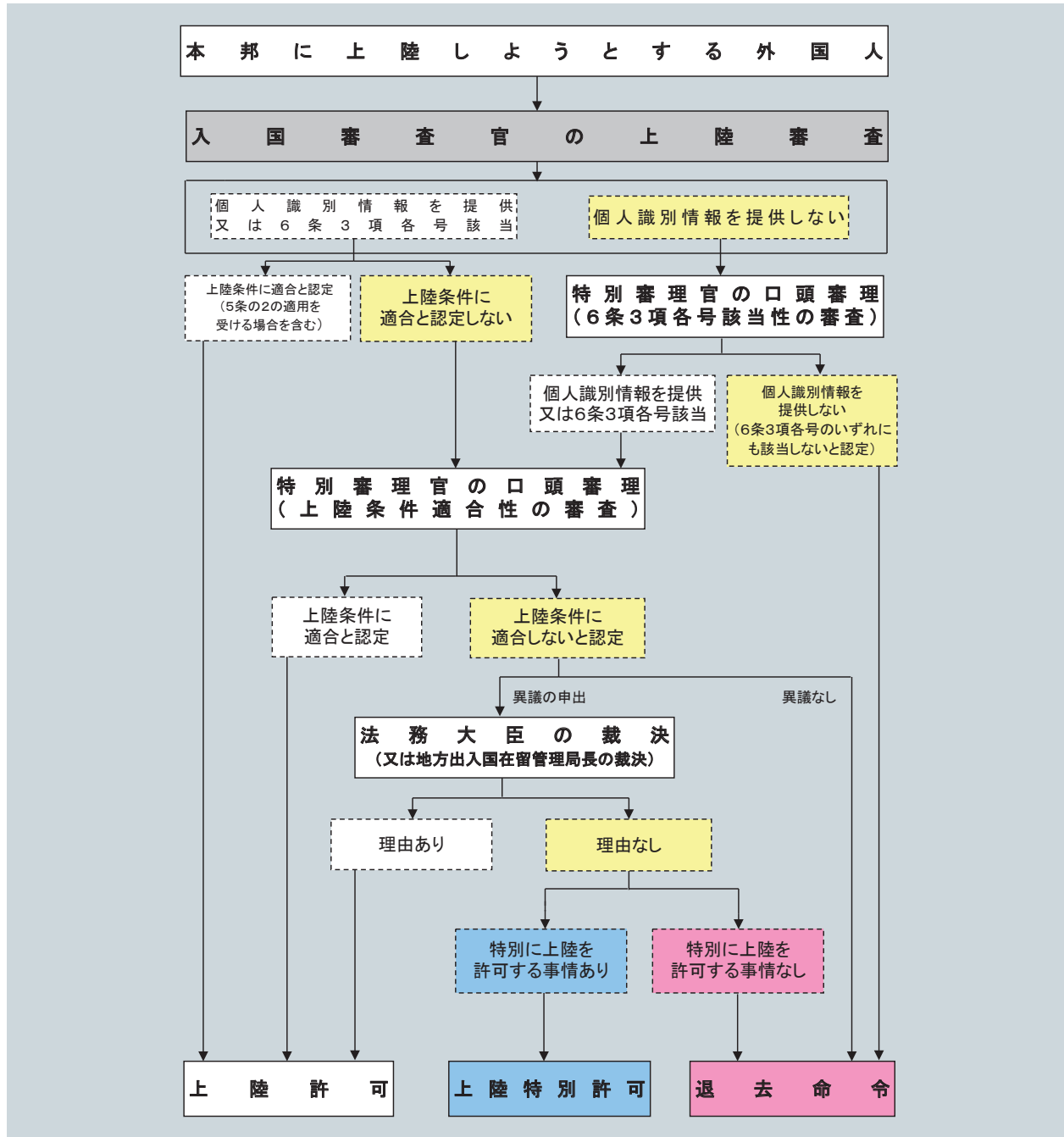
他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するか、あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は本邦からの退去を命ぜられるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる^(注) (入管法第10条第10項、第11項、第11条第1項)。

法務大臣は、特別審理官により上陸のための条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があったときは、その異議の申出に理由があるかどうか、すなわち、当該外国人が上陸のための条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は、異議の申出が理由があるとの裁決があった場合は直ちに上陸を許可されるが、異議の申出が理由がないとの裁決があった場合は本邦からの退去を命ぜられ (入管法第11条第3項、第4項、第6項)、退去を命ぜられた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には、退去強制手続が執られることになる (入管法第24条第5号の2)。

なお、法務大臣は、異議の申出が理由がないと認める場合でも、その外国人が再入国の許可を受けているとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき又はその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その外国人の上陸を特別に許可することができる (入管法第12条、いわゆる「上陸特別許可」)。

(注) 個人識別情報を提供しない者で、免除事由に該当しない者については、異議の申出は認められず、口頭審理において本邦からの退去を命ぜられる (入管法第10条第7項)。

図表98 上陸審査の流れ



3 入国・事前審査

(1) 査証事前協議

査証の発給は外務省の所掌事務であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとされていることから、査証の発給は出入国在留管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国在留管理を所管する出入国在留管理庁との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証申請案件について、必要に応じて外務省から出入国在留管理庁に協議が行われている。この協議を受けた出入国在留管理庁は、提出された書類を検討するほか、国内の受入機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査証を発給することが適当か否かに関する出入国在留管理庁意見を外務省に回答している（図表99の1）。

(2) 在留資格認定証明書

外国人は、原則として来日前に海外にある日本国大使館等（在外公館）で査証の発給を受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するものなど在外公館限りで査証が発給されるものを除いては、在外公館で受理した査証申請書類が我が国へ送付され、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、1990年施行の改正入管法により導入したものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである（入管法第7条の2）。

この制度では、査証事前協議制度と異なり、全ての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる（図表99の2）。

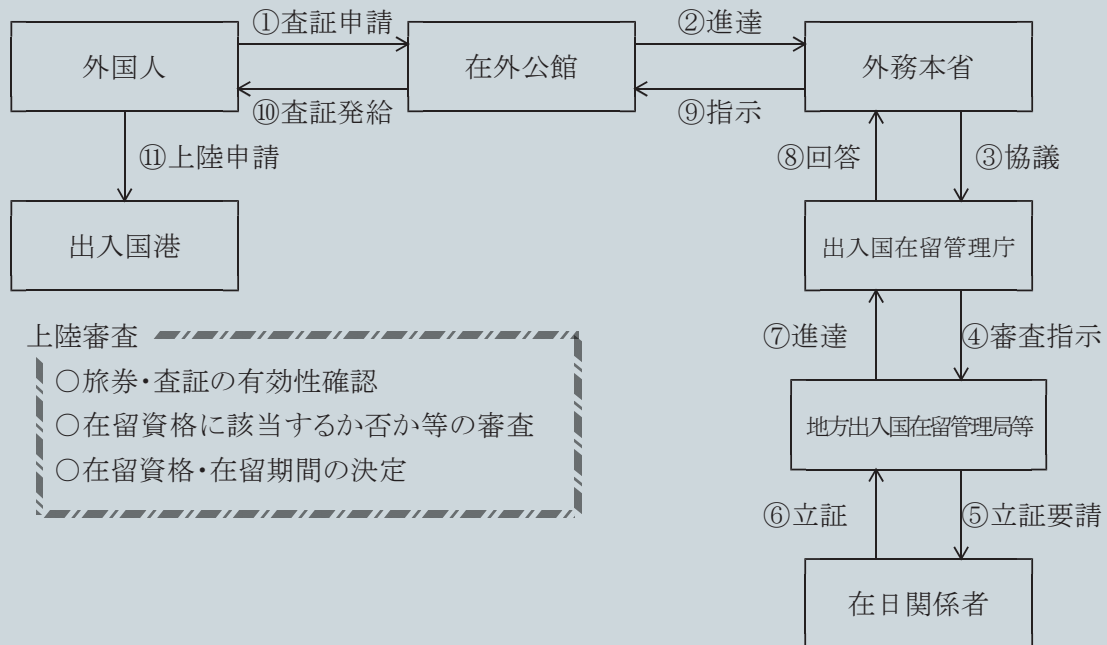
なお、利便性向上等を図る目的で、2023年3月から在留資格認定証明書の電子的な交付を開始するとともに、上陸申請において同証明書写しの提出等を可能とする措置を講じた。

在留資格認定証明書交付申請

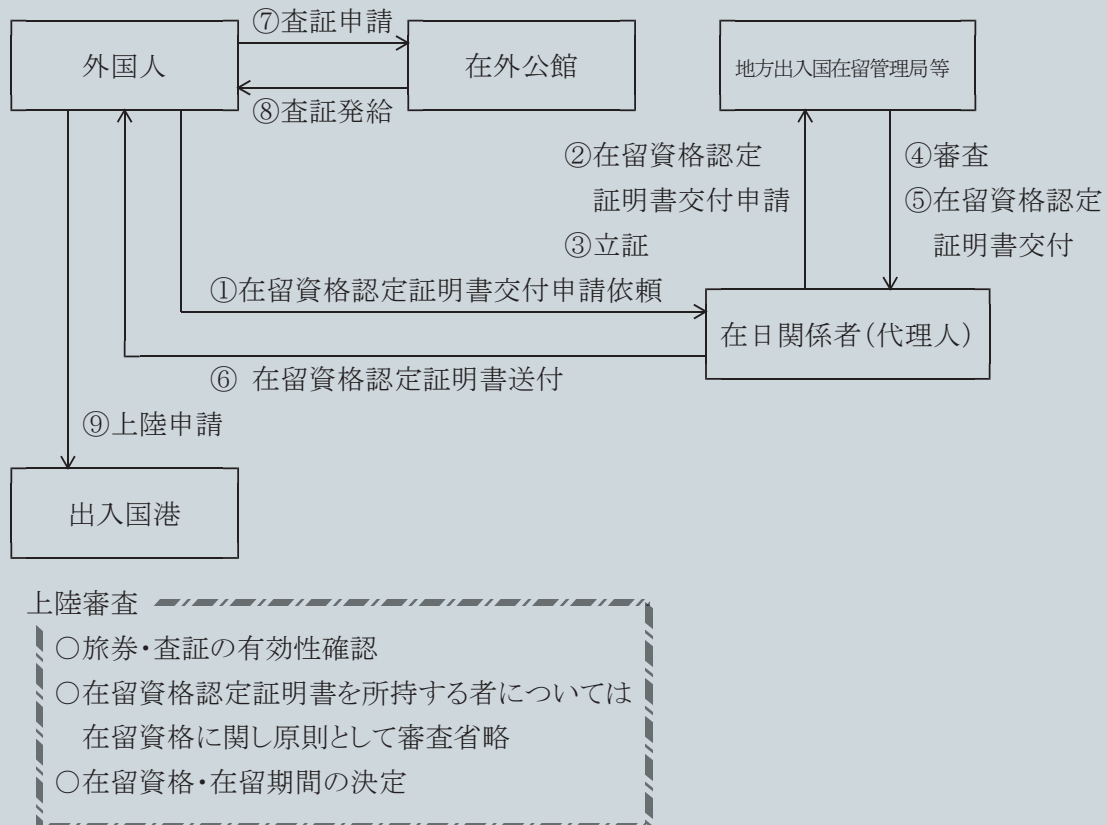
(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>)

図表99 査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手の流れ

1 査証事前協議



2 在留資格認定証明書交付申請



4 特例上陸許可^(注)

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その目的はいずれも、我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし、簡素な手続で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課される。

（１）寄港地上陸の許可

船舶等を乗り継いで他国へ行く外国人乗客の利便を図るものである。我が国を経由して他国へ行こうとする外国人が、乗継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない（入管法第14条）。

（２）船舶観光上陸の許可

出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船（指定旅客船）の外国人乗客の利便を図るものである。指定旅客船に乗っている外国人が、観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間7日又は30日を超えない範囲内で与えられる（入管法第14条の2）。

（３）通過上陸の許可

船舶等の外国人乗客の利便を図るものである。我が国の2つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し、陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは、我が国を経由して他国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日又は3日の範囲内で与えられる（入管法第15条）。

（４）乗員上陸の許可

船舶等の外国人乗員の利便を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日又は15日の範囲内で与えられる。

また、頻繁に我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のために、数次乗員上陸許可の制度も設けられている（入管法第16条）。

（５）緊急上陸の許可

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。外国人が、病気、負傷等の身体上の事故の治療等を受けるために緊急に上陸する必要がある場合に、その事由がなくなるまでの期間与えられる（入管法第17条）。

（６）遭難による上陸の許可

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に30日の範囲内で与えられる（入管法第18条）。

(注) 一時庇護のための上陸の許可については、後記第6節4参照。

5 日本人の出帰国手続

出入国在留管理行政は、全ての人の出入国の公正な管理を図る役割を担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が国外へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国する場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっている（入管法第60条、第61条）。

第3節 外国人の在留審査

1 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、我が国でいかなる活動等をするを目的としていれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものである。このような仕組みを在留資格制度と呼び、我が国の出入国在留管理行政の基本となっている（図表100）。

在留資格は、次のように大別できる。

- ① その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格））
- ② その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格））

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、専門的な技術、技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者の入国・在留を認めないこととしているので、上記①については、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できる。

なお、上記②は就労を目的とする在留資格ではないが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することも可能である。

さらに、在留資格のうち、活動内容からみて我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められない。

図表100 在留資格一覧表（2023年4月20日現在）

別表第一「活動資格」

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 2号 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までに掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項、技能の項若しくは特定技能の項の第2号に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数（70点）以上に達した者 （例）修士号を取得（20点）し、エンジニアとして10年の職歴（20点）がある36歳（5点）の者が、年収700万円（25点）で、システム開発業務に従事する場合	1号については5年、2号については無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月

研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までに掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 2号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人 2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	1号 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） 2号 3年、1年又は6月
技能実習	1号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第8条第1項の認定（技能実習法第11条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第8条第1項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第1号に規定する第1号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第1号に規定する第1号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 2号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 3号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第3号に規定する第3号企	技能実習生	1号 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） 2号及び3号 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

	業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第2条第4項第3号に規定する第3号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
--	---	--	--

三の表 (非就労資格)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(四の表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表 (非就労資格、上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生又は生徒	4年3月を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習の項の第1号及びこの表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の在留資格(外交、公用、特定技能(二の表の特定技能の項の第1号に係るものに限る。)、技能実習及び短期滞在を除く。)をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

別表第二「居住資格」(在留活動の制限なし)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

2 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留することや、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、所定の許可を受ける必要がある。具体的には、(1) 在留資格の変更許可、(2) 在留期間の更新許可、(3) 永住許可、(4) 在留資格の取得許可、(5) 再入国許可及び(6) 資格外活動の許可があり、これらの判断を行うのが在留審査である。

(1) から(4)の許可は、法務大臣（法務大臣から委任を受けた出入国在留管理庁長官又は出入国在留管理庁長官から委任を受けた地方出入国在留管理局長）が行い、(5) 及び(6)の許可は、出入国在留管理庁長官（出入国在留管理庁長官から委任を受けた地方出入国在留管理局長）が行うこととされている（入管法第69条の2）。

(1) 在留資格の変更許可

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更することを希望する場合には、新たな活動を行う前に在留資格変更許可申請を行い、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある（入管法第20条）。

在留資格変更許可申請

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>)

(2) 在留期間の更新許可

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格を変更することなく、在留期限到来後も引き続き滞在することを希望する場合には、在留期限までに在留期間更新許可申請を行い、在留期間の更新許可を受ける必要がある（入管法第21条）。

在留期間更新許可申請

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>)

(3) 永住許可

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得許可申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に許可される（入管法第22条）^(注1及び2)。

永住許可申請

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html>)

(4) 在留資格の取得許可

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国籍となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、当該事由が生じた日から60日を超えて引き続き我が国に在留しようとする場合には、当該事由が生じた

(注1) 永住許可に際しては、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能があることという要件を満たし、かつ、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることが必要である。ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、①及び②に適合することを要しない。

(注2) 2005年3月31日に「『我が国への貢献』に関するガイドライン」を策定して出入国在留管理庁ホームページ上に公表しているほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についても同ホームページに掲載している。また、2006年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表している。(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan62-1.html)

日から30日以内に、在留資格取得許可申請を行い、在留資格の取得許可を受ける必要がある（入管法第22条の2）。

在留資格取得許可申請

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-10.html>)

（5）再入国許可

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続をすることなく、現に有する在留資格及び在留期間のまま出入国することができる（入管法第26条）。

なお、2012年7月9日から、中長期在留者（後記第4節1参照）については、有効な旅券及び在留カードを所持し出国後1年以内に再入国する場合に、また、特別永住者については、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持し出国後2年以内に再入国する場合に、原則としてあらかじめ再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の2、入管特例法第23条）。

さらに、2015年1月1日から、「短期滞在」の在留資格を与えられて入国した外国人が、我が国から他国に渡って我が国に戻る航路のクルーズ船（指定旅客船）で出国後、15日以内に当該指定旅客船により再入国する場合には、原則として再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の3）。

また、2016年4月1日から、出国の際に提出を求めている外国人出国記録について、外国人から提示される旅券等によって同一人性等の確認を行うことが可能であることを踏まえ、再入国予定者等を除き、当該書面の提出を不要とするなどの見直しを行った（入管法施行規則第27条等）。

再入国許可申請

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html>)

（6）資格外活動の許可

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される（入管法第19条第2項）。

なお、2012年7月9日から、上陸審査時に在留資格「留学」を決定された者（「3月」の在留期間が決定された者及び再入国許可による入国者を除く。）は、上陸の許可に引き続いてその場で資格外活動許可の申請を行うことが可能となった。

資格外活動許可申請

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>)

第4節 中長期在留者の在留管理制度等

1 中長期在留者の在留管理制度

中長期在留者の在留管理制度は、在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人を対象として、出入国在留管理庁長官が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するものである。同制度においては、新規の上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等、在留に係る許可に伴い、中長期在留者に対し在留カードを交付している。在留カードには、出入国在留管理庁長官が把握する情報の重要部分が記載されていることから、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映されることになっている。

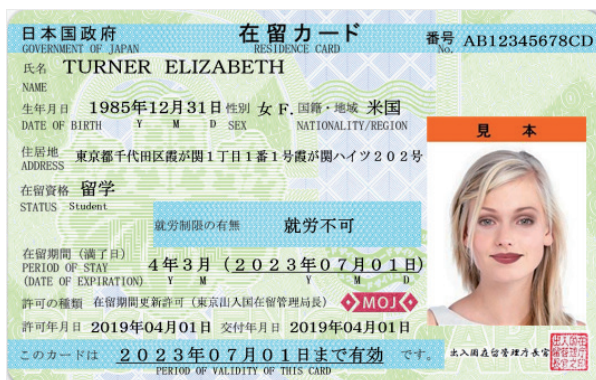
また、在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するため、中長期在留者による所属機関等に関する届出を義務付け、中長期在留者の所属機関からも情報の届出を受けている。

なお、中長期在留者とは、具体的には、以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない外国人をいう（入管法第19条の3）。

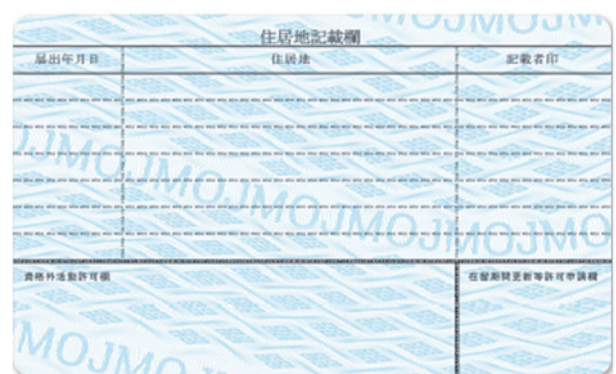
- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準ずる者として法務省令で定めるもの（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

（1）在留カード

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労制限の有無など、出入国在留管理庁長官が把握する情報の重要部分が記載される（16歳以上の者については顔写真が表示される。）。また、在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード券面に記載された事項の全部又は一部が記録される（入管法第19条の4）。



在留カード表面



在留カード裏面

(2) 在留カードに係る届出・申請 (図表101)

ア 住居地の届出 ^(注1)

(ア) 新規上陸後の住居地の届出

出入国港で新規の上陸許可に伴い交付された在留カード ^(注2) 又は「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券（以下「在留カード等」という。）を所持する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、在留カード等を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の7）。

(イ) 在留資格変更等に伴う住居地の届出

これまで中長期在留者ではなかった外国人で、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得等の在留に係る許可を受けて、新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者は、当該許可の日）から14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の8）。

(ウ) 住居地の変更届出

住居地を変更した中長期在留者は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カード等を持参の上、変更後の住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の9）。

イ 住居地以外の記載事項の変更届出

中長期在留者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出を行う必要がある（入管法第19条の10）。

ウ 在留カードの有効期間の更新申請

「永住者」若しくは「高度専門職2号」の在留資格をもって在留する者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は、更新期間内（在留カードの有効期間満了日の2か月前から満了日までの間（有効期間の満了の日が16歳の誕生日とされているときは、6か月前から満了日までの間））に地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間更新申請を行う必要がある（入管法第19条の11）^(注3)。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に在留カードの有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、在留カードの有効期間更新申請を行うことができる。

エ 紛失等による在留カードの再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある（入管法第19条の12）。

(注1) 中長期在留者が、在留カードを提出して、住民基本台帳法に基づく転入届又は転居届をしたときは、入管法上の「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする義務はない。

(注2) 新規の上陸許可とともに在留カードを交付することができるのは、2023年4月1日現在では、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港の7空港である。

(注3) 2023年11月1日以後に交付される在留カードについては、「16歳の誕生日」は「16歳の誕生日の前日」となる。

オ 汚損等による在留カードの再交付申請

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのＩＣチップの記録が毀損した場合には、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行うことができる。

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのＩＣチップの記録が毀損していることにより、出入国在留管理庁長官から在留カードの再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある。

また、在留カードの交換を希望する場合には、在留カードが毀損等した場合でなくても再交付申請を行うことができる（入管法第19条の13）。

なお、交換希望により在留カードの再交付を受けるときは、1,600円の手数料が必要となる。

（３）出入国在留管理庁正字検索システム

在留カード及び特別永住者証明書に記載される氏名は、原則としてローマ字で表記することとされているが、特例として本人からの申出がある等の一定の場合に、ローマ字表記に併せて、又はローマ字表記に代えて漢字での表記が認められる。

在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により正字^{（注）}の範囲の文字と定められており、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいう。）については、正字の範囲の文字に置き換えて記載される。

そのため、出入国在留管理庁では、2013年7月1日から簡体字等の文字コード等を基に在留カード等に表記される漢字氏名を簡易に検索できるようにするため、「出入国在留管理庁正字検索システム」を導入し、出入国在留管理庁ホームページ上に公開している（<http://lapse-immi.moj.go.jp:50122/>）。

（４）所属機関・配偶者に関する届出（図表101）

ア 中長期在留者からの所属機関等に関する届出

（ア）活動機関（在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関）に関する届出

「教授」、「高度専門職1号ハ」、「高度専門職2号」（入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号ハに掲げる活動に従事する場合）、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「企業内転勤」、「技能実習」、「留学」又は「研修」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、活動を行う機関の名称・所在地に変更が生じた場合、消滅した場合又は当該機関からの離脱・移籍があった場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第1号）。

（イ）契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関）に関する届出

「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職2号」（入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号イ又はロに掲げる活動に従事する場合）、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限る。）」、「技能」又は「特定技能」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、契約の相手方である機関の名称・所在地に変更が生じた場合、消滅した場合、当該機関との契約の終了又は新たな契約の締結があった場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第2号）。

（注） 産業標準化法（昭和24年法律第185号）X0221の日本文字部分レパートリ（日本国内でよく使われる文字を指定した部分集合）及び法務省告示別表第一の漢字をいう。

(ウ) 配偶者に関する届出

「家族滞在」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者のうち、配偶者としての身分を有する者は、その配偶者と離婚又は死別した場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第3号）。

イ 所属機関による中長期在留者に関する届出

「教授」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「留学」又は「研修」の在留資格で在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項の規定により、厚生労働大臣への届出をしなければならない事業主を除く。）は、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を出入国在留管理庁長官に対して届け出るよう努めなければならない（入管法第19条の17）。

図表101 中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ



ウ 特定技能所属機関（「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格をもって在留する外国人を受け入れている本邦の公私の機関）による届出

(ア) 随時届出

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の変更・終了又は新たな特定技能雇用契約を締結した場合、1号特定技能外国人支援計画の変更をした場合、登録支援機関（後述）に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する契約を締結した場合若しくは当該契約の変更・終了又は特定技能外国人の受入れが困難となった場合若しくは不正行為があったことを知った場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の18第1項）。

(イ) 定期届出

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れの状況に関する事項、1号特定技能外国人支援計画の実施状況及び活動状況に関する事項を、四半期に1回、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の18第2項）。

エ 登録支援機関（契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者）による届出**(ア) 随時届出**

登録支援機関は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、支援業務を行う事業所の所在地若しくは支援業務の内容及びその実施方法等について変更があった場合、又は支援業務を休・廃止した場合は、14日以内に、休止した支援業務を再開しようとする場合は、あらかじめ、当該事由等を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の27第1項、第19条の29第1項、入管法施行規則第19条の23第2項）。

(イ) 定期届出

登録支援機関は、支援業務の実施状況等を、四半期に1回、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の30第2項）。

(5) 出入国在留管理庁電子届出システム

中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」（入管法第19条の16各号）、中長期在留者を受け入れている所属機関が行う「所属機関による届出」（入管法第19条の17）、特定技能所属機関が行う随時・定期届出（入管法第19条の18）、登録支援機関が行う随時・定期届出（入管法第19条の27第1項、第19条の29第1項、第19条の30第2項、入管法施行規則第19条の23第2項）及び日本語教育機関の告示基準に基づく報告（日本語教育機関の告示基準第1条第1項第38号、39号、44号、45号及び46号）については、地方出入国在留管理官署の窓口及び郵送での提出に加え、「出入国在留管理庁電子届出システム」により、インターネットを利用して提出をすることができる（https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html）。同電子届出システムにおいては、中長期在留者や所属機関の職員等が、それぞれのインターネット環境から同電子届出システムへアクセスし、必要項目を入力して届出・報告が可能となる。また、インターネットを経由して外部の一般の利用者と接続する業務システムであることから、利用者の利便性を考慮し、システム画面表示の一部は多言語対応可能（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及びタガログ語）となっている。

「出入国在留管理庁電子届出システム」には、以下のメリットがある。

- ① 窓口に向くことなく自宅やオフィスなどからインターネットを介して届出や届出状況の確認を行うことができる。
- ② システムの利用料はかからない。
- ③ 24時間365日利用できる。
- ④ 記載漏れが自動でチェックされる。
- ⑤ 所属機関、特定技能所属機関及び登録支援機関並びに日本語教育機関による届出・報告では専用のフォーマットを利用することで一括届出・報告を行うことができる。

また、「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用するための利用者情報登録^(注1)をしている所属機関について、同じく利用者情報登録をしている中長期在留者からの依頼に基づき、入管法第19条の16に規定する届出のうち、所属機関の名称変更又は所在地変更に関する届出を、本人に代わって同電子届出システムにより提出することができる。

(6) 事実の調査

中長期在留者の在留管理制度の下、出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況等を継続的に把握するため、入管法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者に関する情報を整理し、当該情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。そのため、出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときには、その職員^(注2)に事実の調査をさせることができる（入管法第19条の37）。

入管法第19条の37に定める事実の調査は、調査の対象が届出事項に限定されているなど、中長期在留者の個人情報保護の要請を踏まえつつ、出入国在留管理庁長官が中長期在留者の在留管理に必要な情報を、正確に把握するために必要な範囲で行うことができるものとなっている。

この事実の調査は、中長期在留者、所属機関の双方から届け出られた情報に加え、厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報等を照合・分析して実施するなど偽装滞在者を浮かび上がらせて、効果的な偽装滞在者対策につながっている。

2 特別永住者に係る制度

日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で1945年9月2日以前から引き続き本邦に在留している者及びその直系卑属として本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留している者は、入管特例法の規定に基づいて特別永住者として本邦で永住することができ、再入国許可の有効期間や退去強制事由等について入管法上の特例が認められている。

(1) 特別永住者証明書

特別永住者証明書とは、特別永住者という法的地位の証明書として出入国在留管理庁長官が交付するものであり、その記載事項については、必要最小限のものとして、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了日が記載される（16歳以上の者については、顔写真が表示される。）。また、特別永住者証明書には、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、証明書に記載された事項の全部又は一部が記録される（入管特例法第8条）。

(注1) 「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用するためには、利用者情報登録を行う必要があり、中長期在留者は、自身のインターネット環境において直接同電子届出システムから身分事項等を入力して登録を行うことにより、また、所属機関の職員等は、所属機関等の所在地を管轄する地方出入国在留管理局等に利用者情報登録の届出書を郵送又は持参して登録することにより、同電子届出システムにログインするための認証ID及びパスワードを取得することができる。

(注2) 「その職員」には、入国審査官、入国警備官のほか法務事務官が含まれる。ただし、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができるのは、入国審査官及び入国警備官であり（入管法第19条の37第2項）、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めることができるのは、出入国在留管理庁長官、入国審査官及び入国警備官である（同条第3項）。



特別永住者証明書表面



特別永住者証明書裏面

(2) 特別永住者証明書に係る届出・申請

ア 住居地の届出^(注1)

住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、住居地（住居地を変更したときは、新住居地）の市区町村の窓口で特別永住者証明書を提出した上、その住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管特例法第10条）。

イ 住居地以外の記載事項の変更届出

特別永住者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、変更を届け出る必要がある（入管特例法第11条）。

ウ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請

特別永住者は、更新期間内（特別永住者証明書の有効期間満了日の2か月前（有効期間の満了の日が16歳の誕生日とされているときは、6か月前）から有効期間が満了する日までの間）に、居住地の市区町村の窓口において、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行う必要がある（入管特例法第12条）^(注2)。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことができる。

エ 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある（入管特例法第13条）。

オ 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のICチップの記録が毀損した場合には、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行うことができる。

(注1) 特別永住者が、特別永住者証明書を提出して、住民基本台帳法に基づく転入届又は転居届をしたときは、入管特例法上の「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする必要はない。

(注2) 2023年11月1日以後に交付される特別永住者証明書については、「16歳の誕生日」は「16歳の誕生日の前日」となる。

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のＩＣチップの記録が毀損していることにより、出入国在留管理庁長官から特別永住者証明書の再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある。

また、特別永住者証明書の交換を希望する場合には、特別永住者証明書が毀損等した場合でなくても再交付申請をすることができる（入管特例法第14条）。この手続により特別永住者証明書の交付を受けるときは、1,600円の手数料が必要となる。

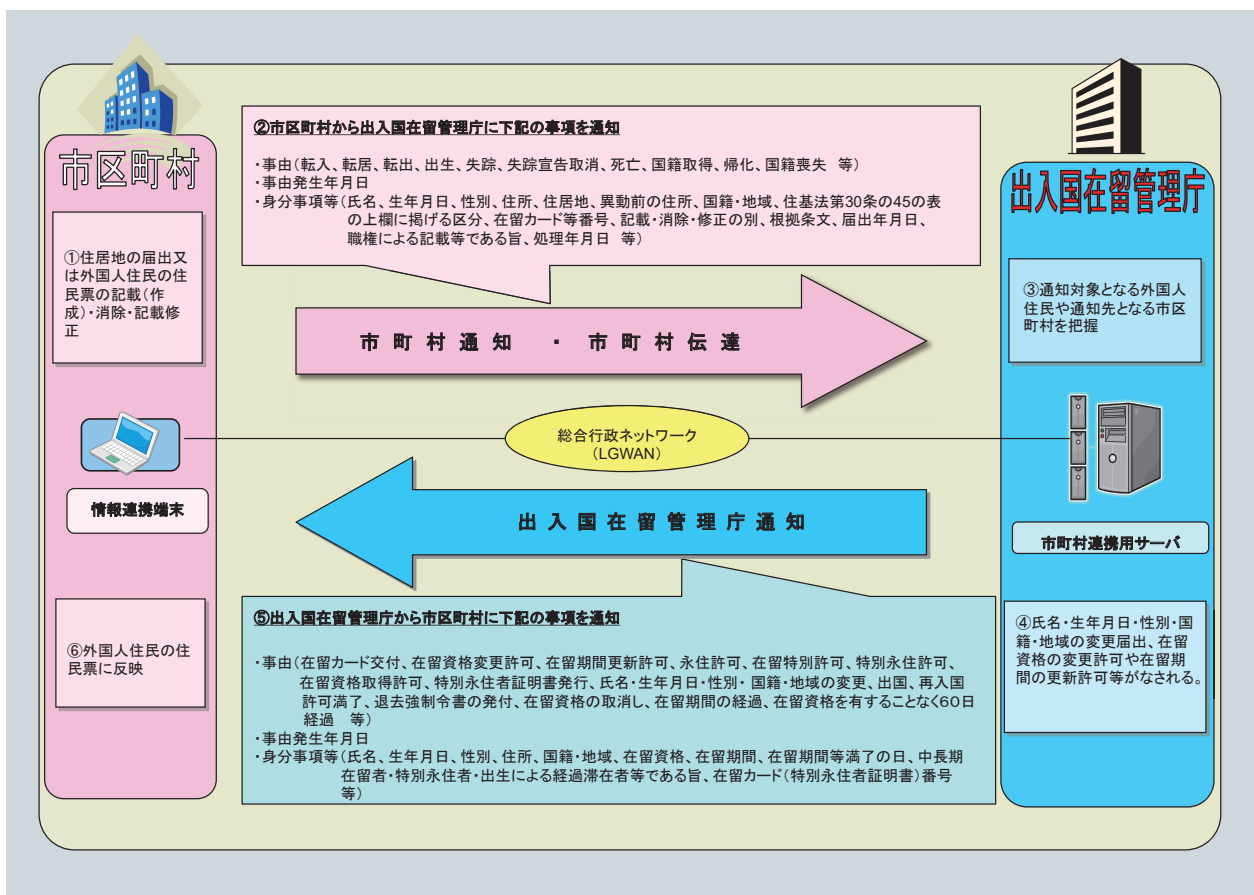
3 出入国在留管理庁と市区町村の情報連携

2012年7月9日に外国人登録法が廃止され、同日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行された。これにより、外国人住民についても住基法が適用され、日本人と同様に、住所地の市区町村において住民票が作成されることとなった。

出入国在留管理庁は公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握するため、市区町村は住民基本台帳の記録の正確性の確保を図るため、それぞれが把握する情報のうち、両方で共有すべきものについて、専用端末を介した情報連携を行っている。

具体的には、出入国在留管理庁においては、外国人住民について身分事項や在留資格等、所定の事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該外国人住民が記載されている住民基本台帳を備える市区町村長に通知し、市区町村においては、外国人住民に係る住民票の記載、消除、又は記載の修正を行ったときは、直ちにその旨を出入国在留管理庁長官に通知している（図表102）。

図表102 出入国在留管理庁と市区町村との情報連携



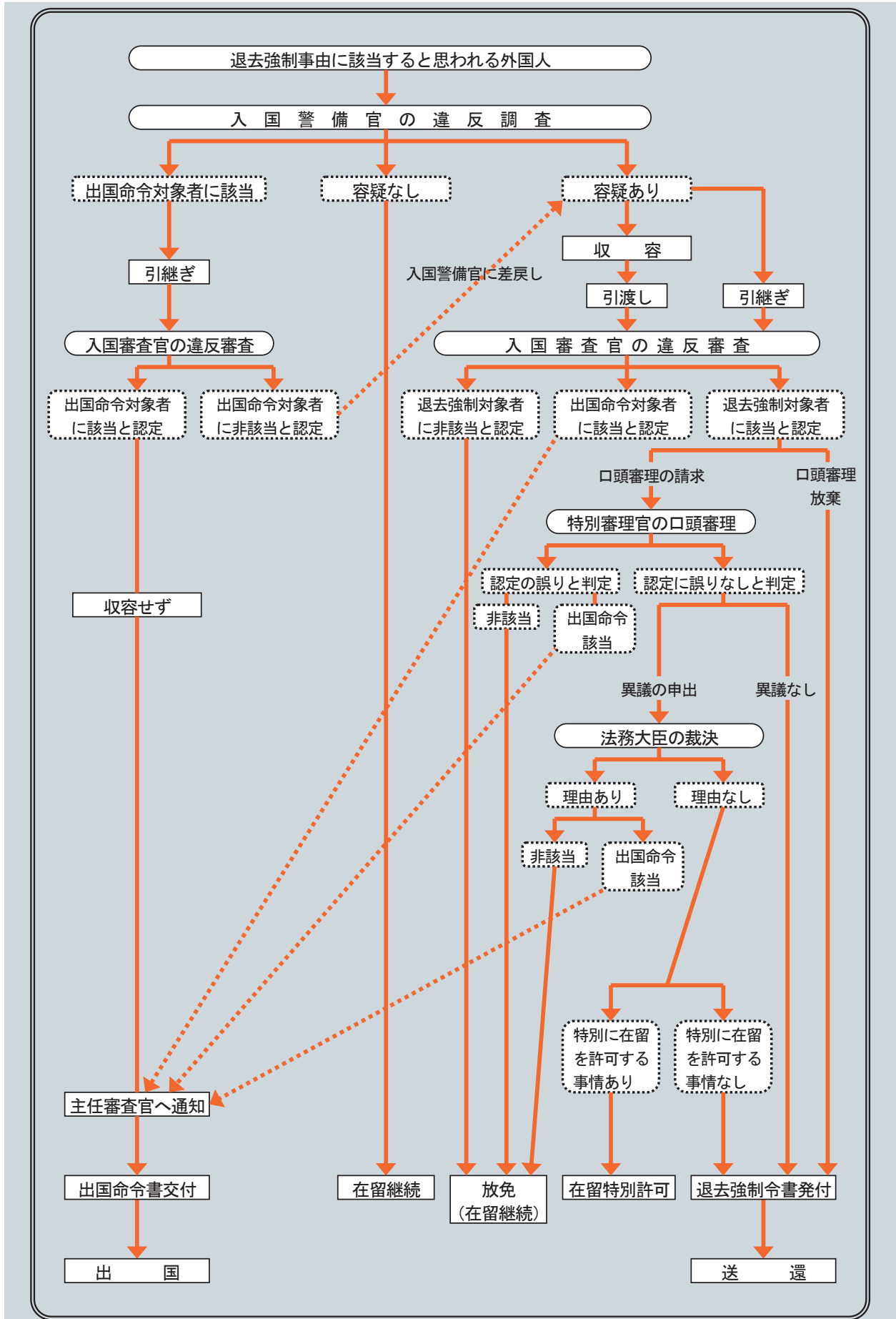
第5節 外国人の退去強制手続

出入国在留管理行政においては、外国人の円滑な受入を推進する一方、我が国の安全・安心を脅かす外国人については、厳正に対処し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制は、我が国の安全・安心を脅かす外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であり、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の3段階の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争い、あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている（**図表103**）。

図表103 退去強制手続及び出国命令手続の流れ



1 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第一段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条各号）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（入管法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、主任審査官^{（注）}が発付する収容令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引き渡すこととなる（入管法第39条、第44条）。

2 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（入管法第45条第1項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができる（入管法第48条第1項）。

さらに、特別審理官が前記の認定に誤りがないと判定した場合において、その判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（入管法第49条第1項）。

3 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（入管法第49条第3項）。

4 在留の許可

（1）在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、次の場合、主任審査官により退去強制令書が発付される。

- ① 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（入管法第45条第1項、第47条第5項）
- ② 退去強制対象者に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定され、当該外国人がこの判定に服したとき（入管法第48条第1項、第9項）
- ③ 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出が理由がないと裁決されたとき（入管法第49条第1項、第6項）

なお、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合には、当該外国人は直ちに放免され、また、退去強制事由には該当するが出国命令（後記本節5参照）の対象者であると判断された場合には、出国命令を受けた後、直ちに放免される。

（2）法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は、異議の申出に対する裁決に当たり、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が永住許可を受けているとき、かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき又はその他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは、当該外国人の在留を特別に許可することができる（入管法第50条第1項、いわゆる「在留特別許可」）。

（注） 入国審査官のうち、出入国在留管理庁長官が上級の入国審査官から指定するものをいい、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免及びその取消し等の権限を有する。

5 出国命令制度

出国命令制度は、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者^(注)について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で、出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は1年間とされている。

出国命令の対象者は、不法残留者であることが前提であり、加えて以下の全ての要件を満たしていることが必要である（入管法第24条の3）。

- ① 自ら出入国在留管理官署に出頭したものであること
- ② 不法残留以外の一定の退去強制事由に該当しないこと
- ③ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- ④ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- ⑤ 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

第6節 難民の認定

1 難民条約等への加入

我が国は、1981年10月3日に難民条約に、次いで1982年1月1日に難民議定書に加入し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

難民条約と難民議定書は、難民の定義を定めるとともに、難民に対して締約国が付与すべき諸権利・保護を定めている。

2 難民認定手続（図表 104）

（1）難民の定義

我が国の難民認定手続において、「難民」とは、難民条約第1条又は難民議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味する（入管法第2条第3号の2）。一般的には、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされている。

（2）仮滞在許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たす場合には仮滞在を許可することとし（入管法第61条の2の4第1項）、その間は退去強制手続が停止される（入管法第61条の2の6第2項）。

仮滞在期間は原則として6月であり（入管法施行規則第56条の2第2項）、仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば、同期間は更新される（入管法第61条の2の4第4項）が、仮滞在許可には、住居や行動範囲の制限、就労の禁止など、種々の条件が付される（入管法第61条の2の4第3項、入管法施行規則第56条の2第3項）。

なお、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人については、難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、難民認定申請中は送還が停止される（入管法第61条の2の6第3項）。

（注）「船舶観光上陸許可における帰船条件違反者」も含む。

(3) 事実の調査

難民であることを立証する責任は申請者にあるとされている(入管法第61条の2第1項)が、難民認定申請の性質上、迫害から逃れてくる者の中には、客観的な資料を持っていない場合も少なくないため、申請者による客観的な証拠資料に基づく難民該当性の立証が十分でないことのみをもって難民の認定をしないこととしたのでは、適正に難民の認定を行うことができなくなるおそれがあり、適切ではない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができない場合には、難民調査官が事実の調査をすることとなっている(入管法第61条の2の14)。

(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果

法務大臣は、難民の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する(入管法第61条の2第2項)。

難民として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、本邦に上陸後6か月以内に難民認定申請をしたことなど一定の要件に適合する場合には、一律に「定住者」の在留資格が付与される(入管法第61条の2の2第1項)。当該外国人がこれらの要件を満たさない場合であっても、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、法務大臣は、在留を特別に許可することができる(入管法第61条の2の2第2項)。

難民と認定された外国人は、入管法上の効果として、難民旅行証明書の交付を受けることができ(入管法第61条の2の12)、永住許可要件の一部が緩和される(入管法第61条の2の11)。

3 審査請求

(1) 審査請求

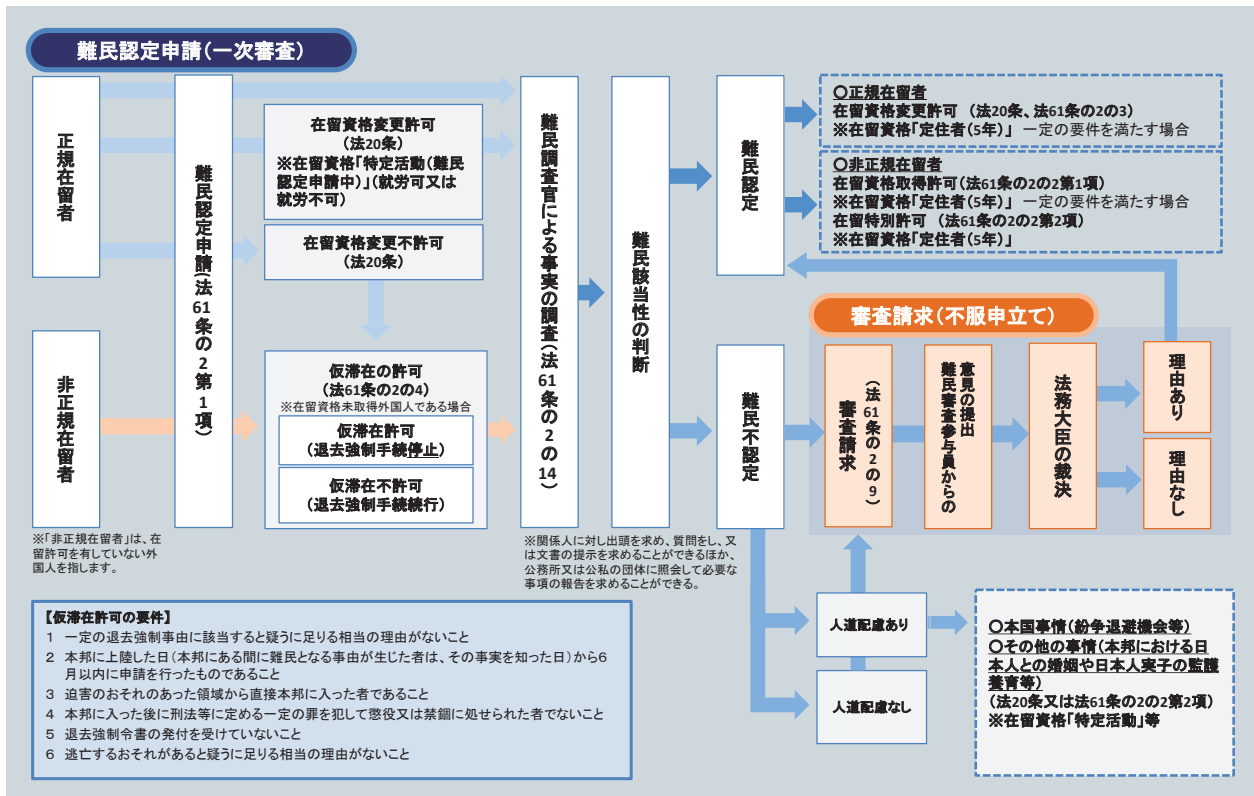
難民の認定をしない処分又は難民の認定の取消しに不服がある場合や、難民認定申請に対し何の処分もされないという不作為がある場合、法務大臣に対し、審査請求をすることができる(入管法第61条の2の9第1項)。

法務大臣は、審査請求に対する裁決に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされている(入管法第61条の2の9第3項)。また、法務大臣は、審査請求を却下し又は棄却する裁決をする場合には、裁決に付する理由において、難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならないこととされている(入管法第61条の2の9第4項)。

(2) 難民審査参与員制度

難民審査参与員制度は、手続の公正性・中立性を高めるため、2005年5月に導入された。その後、2016年4月には、改正行政不服審査法の施行に伴い、難民審査参与員を同法に規定する審理員とみなして同法の規定を適用すること(入管法第61条の2の9第5項)、また、難民認定申請に係る不作為がある場合の審査請求の手続にも難民審査参与員制度を適用することとされた(同条第1項、第3項)。難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民の認定をしない処分等についての審査請求に関し、公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命し(入管法第61条の2の10第2項)、任命に当たっては、UNHCR、日本弁護士連合会、NGO等からの推薦を受けるなどしている。難民審査参与員は、3人で1班を構成し、法務大臣から事件ごとに指名された3人の難民審査参与員が所定の審理手続を行い、法務大臣に意見書を提出する。

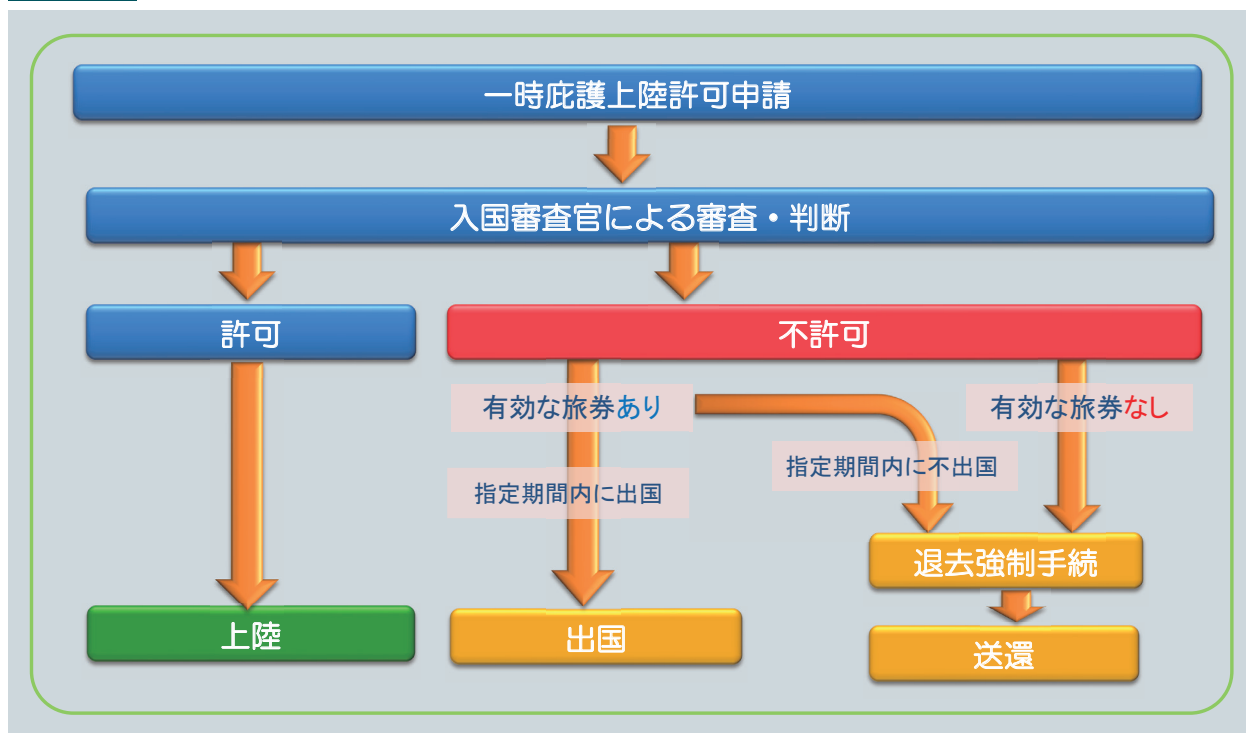
図表104 難民認定手続の概要



4 一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の一つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（入管法第18条の2）は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、生命、身体又は身体的自由を害されるおそれのあった領域から逃れてきた者で、かつ、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するものである。上陸期間は、6か月を超えない範囲内で定める（入管法第18条の2第4項、入管法施行規則第18条第5項）（図表105）。

図表105 一時庇護上陸許可手続の流れ



巻末付録

2009年4月1日以降の主な出来事

(2009年度以降)

年月日	出来事	内容
2009.7.10	在留特別許可に係るガイドラインの改訂	2006年10月に策定した「在留特別許可に係るガイドライン」を見直し、在留特別許可の許可判断の透明性を更に高め、不法滞在者が出頭申告しやすい環境を整備した。
2009.7.15	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」(平成21年法律第79号。以下「2009年改正法」という。)の公布	外国人登録制度に代えて、適法な在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握し、在留カード等を発行する新しい在留管理制度を導入するとともに、在留期間の上限の伸長、再入国許可制度の緩和、在留資格「技能実習」の創設等を行うことを内容とする2009年改正法が公布された。
2009.12.14 ～12.15	第23回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国20の国・地域及び3国際機関の担当者を招へいして「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
2010.1.1	2009年改正法の一部施行	①乗員上陸の許可を受けた者に旅券又は乗員手帳の携帯及び提示を義務付ける規定、②在留資格「技能実習(1号)」に係る在留資格認定証明書の交付ができることとする規定が施行された。
2010.1.19	「今後の出入国管理行政の在り方」の法務大臣への報告	「第5次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が法務大臣に提出された。
2010.1.25	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースとして、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、一定の要件を満たす者を「定住者」として受け入れることができることとした。
2010.2.21	次期A P I S の運用開始	空港において、乗員上陸許可申請手続の機能が追加された次期A P I S の運用が開始された。
2010.3.30	「第4次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が「第4次出入国管理基本計画」を策定した。
	東京入国管理局羽田空港支局の新設	東京入国管理局羽田空港出張所を廃止し、同局羽田空港支局を新設した。
2010.5.24 ～11.15	上陸審査強化期間の設定	2010年日本A P E C開催に伴い、A P E C関係者に対する迅速な出入国手続を実施する一方で、テロリスト及び海外における反グローバリズム化団体等による日本国内での活動を防止するため、全国の空海港を対象として上陸審査強化期間を設け、関係機関との緊密な連携を図りながら個人識別情報の活用による厳格な入国審査を徹底した。
2010.7.1	2009年改正法の一部施行	・入国者収容所等視察委員会の新設 東京入国管理局に東日本地区入国者収容所等視察委員会、大阪入国管理局に西日本地区入国者収容所等視察委員会が新設された。 ・研修・技能実習制度の見直し 在留資格「技能実習」が創設され、従来「研修」の在留資格の対象とされていた1年目から雇用契約の締結が必要となり、技能実習生が1年目から労働基準法や最低賃金法等の労働関係法の保護を受けられるようになった。 ・在留資格「留学」と「就学」の一本化 留学生の安定的な在留のため、大学生等を対象とする在留資格「留学」と高校生等を対象とする「就学」の区分がなくなり、「留学」の在留資格に一本化された。 ・在留期間の特例期間の創設 在留期間の満了の日までに在留期間更新等を申請した場合、申請に対する処分が在留期間の満了日までにされないときは、在留期間満了後も、当該処分がされるとき又は従前の在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早いときまで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができるものとされた。

年月日	出来事	内容
		・上陸拒否の特例の創設 一定の上陸拒否事由に該当する場合であっても、再入国許可を与えた場合や法務省令で定める場合には、上陸を拒否しないことができるようになった。
2010.12.7 ～12.8	第24回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国20の国・地域及び4国際機関の担当者を招へいして、「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
2011.1.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」等の施行	我が国に相当期間滞在して入院し、医療を受ける活動及びその者の日常生活上の世話をする活動が在留資格「特定活動」の類型に加わった。
2011.3.11～	東日本大震災への対応	海外からの緊急援助隊に対しては、入国審査官があらかじめ作成した仮上陸許可書を交付することで旅券への上陸許可証印を省略するなど、簡便・迅速な上陸審査を実施した。 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づく法務省告示（平成23年3月16日法務省告示第123号）の対象となる外国人については、在留期間の満了日を、一律に、2011年8月31日まで延長する措置をとった。 再入国の許可を取得せずに出国した留学生や研修生・技能実習生については、外務省と協議の上、簡易な手続での入国を認めることとした。
2011.7.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の改正等	在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る学歴要件に、本邦の専修学校の専門課程修了が加わった。
2011.8.26	「出入国管理及び難民認定法施行規則」の改正	在留資格「短期滞在」について、15日未満の在留期間を決定することが可能になった。
2012.4.1	東京湾岸千葉及び横浜機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、太平洋側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する東京湾岸千葉機動班を東京入国管理局千葉出張所に設置し、東京湾岸横浜機動班を東京入国管理局横浜支局に設置した。
2012.4.6	大阪入国管理局関西空港支局審査部門の増設	2012年度のLCC専用ターミナル供用開始に伴い、大阪入国管理局関西空港支局審査部門を増設した。
2012.5.7	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の施行	高度人材の受入れを促進するためのポイント制による出入国管理上の優遇制度の運用を開始した。
2012.7.9	2009年改正法の一部施行	・新しい在留管理制度の導入 法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新しい在留管理制度が導入された。また、同日をもって外国人登録法令が廃止された。
	法務省入国管理局出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室の設置並びに東京入国管理局在留管理情報部門の新設	新しい在留管理制度に対応するため、法務省入国管理局に出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室を設置した（登録管理官及び総務課出入国情報管理室の廃止）。また、東京入国管理局在留管理情報部門を新設した。
2012.8.17	尖閣諸島領有権主張活動家等の送還	2012年8月15日に尖閣諸島領有権主張活動家等14人による抗議船での不法入国等事案が発生したところ、警察又は海上保安庁が逮捕した同14人について、刑事手続終了後に福岡入国管理局那覇支局が身柄受領の上、同年8月17日、航空機又は船舶で退去強制した。
2012.9.24 ～10.14	上陸審査特別強化期間の設定	2012年国際通貨基金（IMF）世界銀行年次総会の開催に際し、各国政府代表団等に対する円滑な出入国手続を実施する一方で、同総会の安全かつ円滑な実施を妨げる違反行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に阻止するため、厳格な上陸審査を徹底した。
2012.9.28	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の施行	日ベトナム経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定が施行された。

年月日	出来事	内容
2012.10.1	近畿地区不法入国防止担当神戸機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、地理的に不法事案の発生が懸念される日本海側の海港及び沿岸パトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する近畿地区不法入国防止担当神戸機動班を大阪入国管理局神戸支局に設置した。
2012.11.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	技能実習生等の保護の強化及び技能実習制度の適正な運用を目的として、①不正行為により基準不適合となる起算点の明確化、②監理団体等について、過去5年間に虚偽申請に関与していた場合には、技能実習生等の受入れを認めないこと、③実習実施機関、受入れ機関及び監理団体に対し、不正行為事実の報告義務を課すこと等の見直しを行った。
2013.5.20	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果報告	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方について、1年半にわたる検討の結果を取りまとめ、「第6次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果報告	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について、見直しの方向性に関する検討の結果を取りまとめ、「第6次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
2013.6.24	入国管理局電子届出システムの導入	中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」及び中長期在留者を受け入れている機関が行う「所属機関による届出」について、従来から行っている書面又は郵送による届出に加え、「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出の運用を開始した。
2013.7.1	入国管理局正字検索システムの運用開始	在留カード及び特別永住者証明書に記載される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により正字の範囲の文字と定めており、簡体字等については、正字の範囲に置き換えて記載することとしているところ、入国管理局ホームページ上において、在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名を簡易に検索できるシステムの運用を開始した。
2013.9.13	「法務省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の施行	総合特別区域法に基づく地域活性化総合特区内において、外国人が働きながら我が国の特定伝統料理を学ぶことができるようになった。
2013.10.9 ～10.10	第12回A S E M移民管理局長級会合の開催	法務省入国管理局主催の下、東京において、第12回A S E M移民管理局長級会合が開催され、「経済政策としての移民政策」をメインテーマとして、アジア及びヨーロッパ諸国の移民問題担当者間で意見交換が行われた。
2013.10.15	帰国支援を受けて帰国した日系人に対する再入国規制の解除	2009年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国した者について、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国許可を認めないこととしていたところ、昨今の経済・雇用状況等を踏まえ、一定の条件のもとに再入国を認めることとした。
2013.12.24	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正の施行	「第6次出入国管理政策懇談会」の報告及び「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、高度外国人材の更なる受入れのため、高度外国人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」の改正が施行された。
2014.1.24	「第三国定住による難民の受入れの実施について」の閣議了解	第三国定住による難民の受入れについて、2015年度から、マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民の受入れを開始し、受入れ難民に対する定住支援を行うことなどに関する閣議了解を行った。
2014.6.13	「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布	行政不服審査法の改正に伴い、出入国管理及び難民認定法についても難民異議申立手続について、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続と位置付ける規定が新設されるなどした。

年月日	出来事	内容
2014.6.18	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成26年法律第74号。以下「2014年改正法」という。)の公布	船舶観光上陸許可制度の創設、みなし再入国許可対象者の拡大、在留資格「留学」に係る改正、P N Rの取得、在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の創設、在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化等を内容とする2014年改正法が公布された。
2014.6.30	「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第6次出入国管理政策懇談会」の下に置かれた「外国人受入れ制度検討分科会」において取りまとめられた報告書「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
2014.7.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	外国人の出国時、みなし再入国許可による出国、再入国許可による出国のいずれにより出国しようとしているのか容易に確認することができるように、再入国出国記録の様式を改めた。
2014.10.6	札幌入国管理局旭川出張所の新設	札幌入国管理局小樽港出張所を廃止し、旭川出張所を新設した。
2014.12.26	「今後の出入国管理行政の在り方」及び「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第6次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」及び同政策懇談会の下に置かれた難民認定制度に関する専門部会において取りまとめられた報告書「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
2015.1.1	2014年改正法の一部施行	・船舶観光上陸許可制度の創設 法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象とする簡易な上陸手続として、船舶観光上陸許可の制度が創設された。 ・みなし再入国対象者の拡大 我が国に航空機で入国し、「短期滞在」の在留資格を付与された者が、我が国の出入国港を始点とし、外国の港に寄港し再び我が国の出入国港に寄港するクルーズ船に乗船する場合、あらかじめ我が国に再び入国する意図を表明して当該クルーズ船で出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとされることとなった(ただし、クルーズ船は指定旅客船に限られる。) ・在留資格「留学」に係る改正 在留資格「留学」の受入れ機関に小中学校が加わった。 ・P N Rの取得の開始 入国審査官が、航空会社に対し、P N Rの報告を求めることができるようになった。
2015.1.30	「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書の公表	法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が開催する懇談会として設置された「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」において取りまとめられた報告書が公表された。
2015.4.1	2014年改正法の一部施行	・在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の創設 「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施していた高度外国人材を対象とする新たな在留資格「高度専門職1号」及び同在留資格をもって3年間在留した者を対象とする「高度専門職2号」の在留資格が創設された。 ・在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正 在留資格「投資・経営」から投資要件がなくなり、名称も「経営・管理」に改められた。 ・在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化 業務に要する知識等の分野の違い(文系・理系)に基づく在留資格上の区別がなくなり、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」となった。
	外国人建設・造船就労者受入事業の開始	復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に関与する枠組みでの外国人材の活用が開始された。

年月日	出来事	内容
2015.6.23	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	査証免除国の富裕層外国人を対象として、「特定活動」の在留資格で最大1年間の観光を目的とする滞在（いわゆるロングステイ）を可能にした。
2015.7.2	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	マレーシアに滞在するミャンマー難民のほか、既に受け入れている第三国定住難民のタイからの家族呼び寄せが可能になった。
2015.9.1	法務省関係国家戦略特別区域法施行規則等の施行（創業人材、家事支援人材の受入れ）	国家戦略特別区域内で創業活動を行う外国人、家事支援活動を行う外国人の受入れが可能になった。
2015.9.15	「第5次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が「第5次出入国管理基本計画」を策定した。
	「難民認定制度の運用の見直しの概要」の公表	「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から2014年12月に提出された報告書の提言の趣旨を踏まえ、「難民認定制度の運用の見直しの概要」が公表された。
2015.10.1	西日本入国管理センターの廃止	西日本入国管理センターを廃止した。
	法務省入国管理局出入国管理インテリジェンス・センターの設置	法務省入国管理局に出入国管理インテリジェンス・センターを設置した。
2015.11.20	「法務省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」の施行	国家戦略特別区域内で粒子線照射装置研修に参加する医師・看護師・診療放射線技師・医学物理士について、所要の条件を満たす場合には、入管法施行規則の別表で定める「研修」の在留期間にかかわらず、最長2年の在留を認めることとした。
2016.1.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行（PNRの電子的取得の開始）	PNRの電子的な取得が可能になった。
2016.2.26	伊勢志摩サミット対策本部の設置	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行うことを目的に、伊勢志摩サミット対策本部を設置した。
2016.2.29～9.26	伊勢志摩サミット等の開催に伴う上陸審査強化期間及び上陸審査特別強化期間の設定	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行う必要があることから、2月29日から4月2日まで及び9月4日から9月26日までの間を上陸審査強化期間に指定した。 さらに、4月3日から5月28日までの間、法務省内にオペレーションルームを開設し、同期間を上陸審査特別強化期間に指定した。
2016.3.15	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	経済産業大臣の認定を前提として、製造業の海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、対象となる外国人に在留資格「特定活動」を付与する規定が施行された。
2016.4.1	「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	2014年6月13日に公布された新行政不服審査法の施行に伴い、難民異議申立手続が、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続に位置付ける仕組みに改まった。
	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	迅速な審査のため、外国人入国記録（EDカード）の記載項目が簡素化されるとともに、再入国を予定している者以外の外国人の出国時の書面提出が不要となった。
	中日本機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化し、海港における不法入国等を防止するため、太平洋側及び日本海側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する中日本機動班を名古屋入国管理局に設置した。

年月日	出来事	内容
2016.7.22	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	外国人スキーインストラクターについて、スポーツの指導に係る3年以上の実務経験がない場合であっても、これに準ずる者は入国・在留が可能となった。
	「日本語教育機関の告示基準」の策定・公表	日本語教育機関を告示をもって定めるに当たり、その適格性を判断するための基準として「日本語教育機関の告示基準」を策定し、公表した。
2016.8.31	「戦略的国境協力におけるオーストラリア移民・国境警備省と日本国法務省入国管理局との間の協力覚書」の合意	日豪の入国管理局当局の間での出入国管理に係る情報共有、職員の相互訪問等を通じて、両当局間での相互協力や各当局における出入国管理能力の強化を図ることを目的とし、合意した。
2016.10.1	バイオカートの導入	審査待ち時間短縮のため、上陸審査待ち時間を活用して個人識別情報（指紋及び顔写真）を事前に取得するための機器、通称「バイオカート」を、関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。（2016年10月1日から試行運用、同月7日から本格運用）
2016.10.17	上陸審査時における顔画像照合の実施	テロリスト等の入国を水際で阻止するため、全国の空海港において、テロリスト等の顔画像と上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真との照合を開始した。
2016.11.1	2014年改正法の一部施行	・トラस्टイド・トラベラー・プログラムの運用開始 信頼できる渡航者に係る出入国手続の円滑化を図るため、上陸手続において自動化ゲートを利用できる外国人の範囲が拡大された。
	「二国間渡航円滑化イニシアティブ」の運用開始	日本のトラस्टイド・トラベラー・プログラムと、米国のグローバル・エントリー・プログラム（GEP）に相互に参加する二国間渡航円滑化イニシアティブの運用を開始した。
2016.11.28	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号。以下「2016年改正法」という。）の公布	在留資格「介護」の創設及び偽装滞在者対策の強化を内容とする2016年改正法が公布された。
	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の公布	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等を内容とする技能実習法が公布された。
	技能実習法の一部施行	外国人技能実習機構の設立に関する規定が公布と同時に施行された。
2017.1.1	2016年改正法の一部施行	・偽装滞在者対策の強化 偽装滞在者に関する罰則が整備されるとともに、在留資格取消事由が拡充されたほか、在留資格の取消しに関する事実の調査について、入国審査官に加えて、入国警備官も行うことができることとされた。
2017.4.15	バイオカート導入空海港の拡大	成田空港等12空港においても運用を開始した。
2017.4.26	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する省令等の一部改正の施行	「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直しを行うことが盛り込まれたことを受け、「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の指定等を定める件」の改正が施行された。
	「永住許可に関するガイドライン」及び「『我が国への貢献』に関するガイドライン」の一部改正	高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を最短で1年にするなどの改正を行い、公表した。
2017.6.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	法務大臣のみに認められていた難民の認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任したほか、再申請用の難民認定申請書の様式を新設した。
2017.8.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	日本語教育機関を告示をもって定めるに当たり、その適格性を判断するための基準として「日本語教育機関の告示基準」が施行された。

年月日	出来事	内容
2017.9.1	2016年改正法の一部施行	・在留資格「介護」の創設 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得した者が、介護施設等との契約に基づいて介護又は介護の指導を行う業務に従事できるよう、在留資格「介護」が創設された。
2017.9.22	国家戦略特別区域法の施行（農業支援人材、海外需要開拓支援人材の受入れ）	国家戦略特別区域内で農作業等に従事する外国人、クールジャパン・インバウンドを促進する外国人の受入れが可能になった。
2017.10.18	顔認証ゲートの導入	顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の審査に充て、厳格な審査を維持しつつ更なる円滑化を図るため、羽田空港の上陸審査場において「顔認証ゲート」を先行導入した。
2017.11.1	技能実習法の施行	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、新たな技能実習制度が導入された。また、技能実習法施行令、技能実習法施行規則等の技能実習関係法令が施行された。
2018.1.12	「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」の公表	真の難民の迅速な保護に支障を生じさせないようにするため、正規滞在中に難民認定申請した者の在留資格「特定活動」に関する運用などについて、更なる見直しを行った。
2018.5.1	バイオカート導入空海港の拡大	北九州空港及び大分空港においても運用を開始した。
2018.6.11 ～11.28	顔認証ゲート導入空海港の拡大	成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港に、日本人の出帰国手続のための「顔認証ゲート」を本格導入した。
2018.7.24	「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」の閣議決定	法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととされた。
2018.12.14	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号。以下「2018年改正法」という。）の公布、一部の施行（その余は2019年4月1日施行。）	新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設並びに出入国在留管理庁の新設等を内容とする入管法等改正法が公布、一部施行された。
2018.12.25	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（以下「総合的対応策」という。）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものとして取りまとめられた。
2019.3.29	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正の施行	「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）等において、地方における外国人材の活用を図るため、日本の大学等を卒業した外国人材がその専門能力を十分に発揮できるよう「高度人材ポイント制」の特別加算の対象大学を拡大するなどの見直しを行うこととされたことを受けて、「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の指定等を定める件」の改正を施行した。
	在留申請手続のオンライン化に係る利用申出の受付開始	オンラインで在留申請手続を行うために必要な利用申出の受付を開始した。
	「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」による「調査・検討結果報告書」の公表	プロジェクトチームによる調査・検討の結果、報告書が公表された。
2019.4.1	2018年改正法の施行	・在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設 人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する一定の専門性・技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された。
		・出入国在留管理庁の設置 在留外国人の増加に的確に対応しつつ、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整といった新規事業に一体的かつ効率的に取り組む組織として、法務省の外局に出入国在留管理庁が設置された。
	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行	登録支援機関の登録手数料額、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備等を行った。

年月日	出来事	内容
	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」の施行	特定技能雇用契約の内容の基準、受入れ機関の基準及び支援計画の内容等について規定した。
	「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」の施行	「特定技能1号」及び「特定技能2号」に係る受入れ分野、技能水準について規定した。
	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令」の施行	・上陸基準省令の改正 「特定技能1号」及び「特定技能2号」について外国人本人に関する基準を規定した。
		・入管法施行規則の改正 登録支援機関の登録に関する事項、受入れ機関の届出事項等について規定した。
		・その他 2018年改正法の施行に伴う関係省令について所要の整備を行った。
	「外国人生活支援ポータルサイト」の開設	日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために開設した。
2019.4.26	「出入国在留管理基本計画」の策定	入管法第61条の10に基づき、法務大臣が「出入国在留管理基本計画」を策定した。
2019.5.30	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	留学生の就職支援のため、本邦大学卒業者については、大学・大学院において修得した知識、応用的能力等を活用することが見込まれ、日本語能力を生かした業務に従事する場合に当たっては、その業務内容を広く認め、在留資格「特定活動」による入国・在留ができるものとした。
2019.5.31	「永住許可に関するガイドライン」の改定	在留資格「特定技能」の取扱いや公的義務の内容を明記するなどの改定を行い、公表した。
2019.6.18	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（以下「充実策」という。）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	外国人材の受入れ環境整備をめぐる喫緊の課題となっている事項を中心に総合的対応策の内容を充実させるものとして取りまとめられた。
2019.6.28	「第三国定住による難民の受入れの実施について」の閣議了解の一部変更	第三国定住による難民の受入れについて、2020年度以降は、アジア地域に一時滞在している難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族を受け入れることなどに関する閣議了解の一部変更を行った。
2019.7.24 ～ 2019.11.14	顔認証ゲートの外国人出国手続における運用開始	2019年7月24日の羽田空港を皮切りに、成田空港、関西空港、福岡空港及び中部空港において、観光等の目的で入国した外国人の出国手続における顔認証ゲートの運用を開始した。
	顔認証ゲート導入空港の拡大及び外国人出国手続における運用開始	新千歳空港に顔認証ゲートを導入するとともに、外国人の出国手続における運用を開始した。
2019.7.25	在留申請手続のオンライン化に係る申請の受付開始	利用申出の承認を受けた所属機関等からの申請の受付を開始した。
2019.12.20 ～ 2020.1.31	バイオカート導入空港の拡大	羽田空港、博多港及び比田勝港においても運用を開始した。
2019.12.20	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	充実策の方向性に沿って、総合的対応策（改訂）を決定した。
2020.3.24	在留申請手続のオンライン化の対象申請種別及び在留資格の拡大	在留申請手続のオンライン化の対象申請種別に「在留資格認定証明書交付申請」、「在留資格変更許可申請」、「在留資格取得許可申請」及び「就労資格証明書交付申請」を追加するとともに、在留資格についても新たに「特定技能」を追加した。
2020.3月頃 ～	新型コロナウイルス感染症への対応	本国への帰国が困難な外国人に対して、就労可能な「特定活動」への在留資格変更を認めるとともに、就労不可な「短期滞在」等で在留するものについては、資格外活動を許可するなどした。
		再入国許可（みなし再入国許可を含む）の有効期間内に日本へ再入国することができなかった元永住者の外国人について、入国時に「永住者」の在留資格を認めることとした。

年月日	出来事	内容
		2020年4月20日以降、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、特定産業分野における再就職支援を行うとともに、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可し、本邦での雇用を維持するための支援を行った（同年9月7日以降、予定された技能実習を修了した技能実習生のうち、帰国便の確保や本国内の居住地への帰宅が困難と認められる者についても本措置の対象とした）。 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口において、外国人受入環境整備交付金の交付限度額を通常の運営費と合わせて交付限度額の倍額まで認める措置を講じた（2020.3.10～2022.3.31）。 生活に困っている外国人等からの電話相談に多言語かつ無料で対応するF R E S C ヘルプデスクを設置した（2020.9～2022.6）。 F R E S C ワクチン予約電話窓口を設置し、本事業の協力医療機関での接種予約のサポート及び接種券の発行に必要な書類についての相談・案内を多言語で実施したほか、協力医療機関の接種会場における多言語通訳支援を実施した（2021.10～2021.12）。
2020.4.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	介護福祉士の資格を取得したルートにかかわらず、在留資格「介護」を認めることとした。
2020.4.1	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	タイ及びマレーシアに限られていた第三国定住による難民の受入れ範囲をアジア地域に拡大することとした。
2020.7.6	外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）の開所	出入国在留管理庁、法テラス、東京法務局人権擁護部及び在留外国人の在留に関わる各省の関係機関を、新宿区のJR四ツ谷駅前のビルに集約させ、外国人の在留を支援するためのセンターを開所した。
2020.7.14	「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」を法務大臣へ報告	「第7次出入国管理政策懇談会」の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」において取りまとめられた報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」が法務大臣に提出された。
2020.7.14	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から総合的対応策（令和2年度改訂）を決定した。
2020.8.18	顔認証ゲート導入空港の拡大	那覇空港においても運用を開始した。
2020.9.4	「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	初心者、初級者の外国人スキー客に対する外国語による指導が可能なスキーインストラクターを新たに受け入れるため、一定の要件を満たす者がスキーの指導に従事する活動について、在留資格「特定活動」を認めることとした。
2020.12.10	「今後の出入国在留管理行政の在り方」を法務大臣へ報告	「第7次出入国管理政策懇談会」において各種テーマについて議論が行われ、外国人との共生のための取組、我が国への外国人材の円滑な受入れ、出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対策等について取りまとめられた報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」が法務大臣に提出された。
2020.12.25	在留カード等読取アプリケーションの無料配布開始	在留カード等のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する、在留カード等読取アプリケーションの無料配布を開始した。
2021.4.1	特定技能制度に係る届出及び日本語教育機関の告示基準に基づく報告のオンライン受付の開始	特定技能所属機関及び登録支援機関が行う特定技能制度に係る各届出並びに日本語教育機関が行う日本語教育機関の告示基準に基づく各報告について、従来から行っている窓口又は郵送での受付に加え、「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用したインターネットでの受付を開始した。

年月日	出来事	内容
2021.4.26	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行（外国人入国記録の電子化の開始）	外国人による上陸の申請に際し、外国人入国記録の電子的な提出が可能となった。
2021.6.9	A P I 及び P N R の「輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）」による報告の原則義務化	A P I 及び P N R について、原則として N A C C S による報告を義務付けることとした。
2021.6.15	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によって明らかになった課題も踏まえ、外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から、総合的対応策（令和3年度改訂）を決定した。
2021.6.16	「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」の公布	銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴い、クロスボウを不法に所持する者が上陸拒否の対象者として追加された。
2021.10.28	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」の公布	民法の改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、「定住者」の在留資格を決定される中国残留邦人等の実子の範囲を20歳未満から18歳未満に改めた。
2021.11.29	「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」を法務大臣に提出	「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」において取りまとめられた意見書が、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の共同議長である法務大臣に提出された。
2022.1.14	「出入国在留管理庁職員の使命と心得」の策定	「名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書」（2021. 8.10公表）で示された改善策の1つとして、職員の意識改革のため策定した。
2022.2.28	「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」を法務大臣へ報告	「名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書」を踏まえ「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」において取りまとめられた提言を法務大臣に報告した。
2022.3.2～3.3	第1回東京イミグレーション・フォーラムの開催	18か国の国・地域の入国管理当局の代表が参加し開催された。それぞれの国・地域において直面する課題等について情報共有や意見交換がなされた。
2022.3.2	ウクライナ避難民への対応	ロシアによるウクライナ侵攻により発生したウクライナ避難民について、総理大臣が我が国への受入れを表明した。官房長官を長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔として、政府一体となって必要な支援を行っていくことを確認した。
2022.3.9～3.16	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行	在留申請手続のオンライン化の利用者について、外国人本人や法定代理人等を追加するとともに、申請対象となる在留資格についても新たに「日本人の配偶者等」などを追加した。
2022.6.14	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」を踏まえ、目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定した。
2022.6.14	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップも踏まえ、総合的対応策（令和4年度改訂）を決定した。
2022.12.8	「出入国管理に係る事項に関する情報共有に関するニュージーランド企業・技術革新・雇用省ニュージーランド移民局と日本国出入国在留管理庁との間の協力覚書」の合意	日本及びニュージーランド出入国在留管理当局の間で、情報交換を促進することを意図し、合意した。
2022.12.12～12.14	第2回東京イミグレーション・フォーラムの開催	18か国の国・地域の入国管理当局の代表が参加し開催された。それぞれの国・地域において直面する課題等について情報共有や意見交換がなされた。
2023.3.24	「難民該当性判断の手引」の策定・公表	難民認定制度の運用の一層の適正化に向けた取組の一環として、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表した。
2023.4.21	高度外国人材の受入れに係る新たな制度の導入	「第4回教育未来創造会議」における総理指示を踏まえ、更なる高度人材の受入れを促進するため、「特別高度人材制度（J－S k i p）」及び「未来創造人材制度（J－F i n d）」を導入した。
2023.5.31	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布	在留資格「興行」の上陸基準について、申請人が演劇等の興行に係る活動に従事しようとする場合の要件を緩和することとした。

年月日	出来事	内容
2023.6.2	「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の公布（文部科学省）	日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う教員の資格が整備された。
2023.6.9	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和 5 年度一部変更）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップに関する意見聴取会」における指摘事項等を踏まえ、ロードマップ（令和 5 年度一部変更）を決定した。
2023.6.9	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 5 年度改訂）」の決定（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップ（令和 5 年度一部変更）を踏まえ、総合的対応策（令和 5 年度改訂）を決定した。
2023.6.16	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 56 号。以下「2023 年改正法」という。）の公布	退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者を保護する補完的保護対象者の認定制度の創設等を内容とする 2023 年改正法が公布された。

索引

1

1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約
(F A L 条約) 132

あ

アジア太平洋経済協力 (A P E C) 132
明日の日本を支える観光ビジョン 150

い

一時庇護のための上陸 66, 129, 181
違反審判手続 53, 178
違反調査 43, 60, 74, 176, 178

う

ウクライナ避難民受入支援担当 75
ウクライナ避難民支援サイト 76
ウクライナ避難民情報登録サイト 76
ウクライナ避難民対策連絡調整会議 75, 192
ウクライナ避難民であることの証明書 76
ウクライナ避難民ヘルプデスク 75
受入環境調整担当官 109

え

永住許可 32, 165, 188, 190

か

外国人受入環境整備交付金 109, 191
外国人起業活動促進事業に関する告示 92
外国人技能実習機構 38, 39, 40, 41, 94, 95, 103,
..... 188

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会
議 98, 101, 104, 189, 190, 191, 192, 193
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応
策 101, 104, 106, 107, 108, 189, 190, 191, 192,
..... 193
外国人在留支援センター (F R E S C) 75,
..... 110, 117, 191
外国人在留総合インフォメーションセン
ター 110
外国人支援コーディネーター 111
外国人生活支援ポータルサイト 112, 113, 114,
..... 115, 190
外国人との共生社会の実現に向けたロード
マップ 104, 105, 106, 192, 193
外国人入国記録 (E D カード) 83, 187, 192
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習
生の保護に関する法律 (技能実習法) 38,
..... 101, 163, 164, 188, 189
顔認証ゲート 82, 83, 189, 190, 191
仮滞在許可制度 63, 64, 179, 181
仮放免 56, 74, 178
観光ビジョン実現プログラム 80, 83
監理団体 29, 38, 39, 40, 41, 94, 95, 103, 185,
..... 188
監理人 74

き

寄港地上陸 160
偽装滞在者 120, 173, 188
技能実習 S O S ・緊急相談専用窓口 41
技能実習計画 39, 40
技能実習生手帳 41
技能実習制度 29, 38, 39, 40, 41, 94, 101, 102,
..... 103, 183, 185, 186, 189
技能実習制度及び特定技能制度の在り方に關
する有識者会議 101, 102, 103
技能実習制度の運用に関するプロジェクト
チーム 94, 189
緊急上陸 160

く

グローバルフェスタ J A P A N…………… 139

け

経済開発協力機構（O E C D）…………… 132
 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）…………… 96, 101, 106, 150

こ

口頭審理…………… 14, 15, 16, 53, 54, 55, 155, 156, 157,
 …………… 176, 177, 178
 高度外国人材…………… 87, 89, 185, 186, 188, 189,
 …………… 192
 高度人材ポイント制…………… 87, 89, 188, 189
 国際人権A規約…………… 132
 国際人権B規約…………… 132
 国際民間航空機関（I C A O）…………… 132
 国際民間航空条約（シカゴ条約）…………… 132
 国費送還…………… 58, 59, 60
 国家戦略特別区域…………… 89, 90, 92, 187, 189
 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業
 …………… 89, 90, 92
 国家戦略特別区域外国人美容師育成事業… 90

さ

再入国許可…………… 11, 32, 78, 91, 166, 183, 185, 186,
 …………… 190
 在留カード…………… 3, 22, 32, 36, 74, 75, 76, 121, 167,
 …………… 168, 169, 171, 183, 185
 在留カード等読取アプリケーション… 121, 191
 在留外国人に対する基礎調査…………… 116
 在留期間更新許可…………… 32, 91, 165, 171, 175
 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライ
 ン…………… 114, 116
 在留資格取得許可…………… 32, 166, 190
 在留資格取消制度…………… 33, 34
 在留資格認定証明書… 18, 41, 62, 158, 159, 190

在留資格変更許可…………… 27, 28, 29, 30, 31, 32, 41,
 …………… 165, 171, 175, 190
 在留特別許可…………… 56, 57, 73, 119, 178, 183
 査証事前協議…………… 18, 158, 159

し

資格外活動許可…………… 33, 49, 91, 166
 自主的帰国及び社会復帰支援プログラム… 123
 事前旅客情報（A P I）…………… 86
 事前旅客情報システム（A P I S）…………… 86
 実習実施者…………… 29, 39, 40, 41, 94, 95
 自動化ゲート…………… 81, 83, 188
 自費出国…………… 58, 59, 73
 収容・送還に関する専門部会…………… 72, 191
 収容令書…………… 56, 62, 178
 出国命令…………… 46, 60, 61, 73, 119, 177, 178, 179
 出入国管理政策懇談会… 72, 124, 183, 185, 186,
 …………… 187, 191
 乗員上陸許可…………… 13, 160, 183
 乗客予約記録（P N R）…………… 86
 上陸拒否対象地域…………… 78
 上陸特別許可…………… 18, 156, 157
 新型コロナウイルス感染症… 11, 19, 43, 45, 46,
 …………… 78, 79, 112, 190, 191, 192
 審査請求…………… 65, 180, 181
 人身取引対策関連法令執行タスクフォース
 …………… 68
 人身取引対策行動計画…………… 67
 人身取引対策推進会議…………… 67

す

随時届出…………… 91, 171, 172

せ

生活・就労ガイドブック…………… 113
 政府基本方針…………… 96, 98, 100
 船舶観光上陸…………… 84, 160, 186

そ

送還忌避…………… 72, 73, 122, 123, 191
 送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提
 言…………… 72, 191
 送還停止効…………… 72, 73
 総合的な支援をコーディネートする人材の役
 割等に関する検討会…………… 111
 遭難による上陸…………… 160

た

退去強制手続… 46, 47, 59, 72, 74, 120, 156, 176,
 …………… 177, 178, 179, 193
 退去強制令書…………… 55, 56, 72, 122, 178
 第三国定住…………… 64, 128, 129, 183, 185, 187, 190,
 …………… 191

ち

地方公共団体職員外国人施策推進研修…………… 118

つ

通過上陸…………… 160

て

定期届出…………… 91, 172
 摘発方面隊…………… 119
 デジタル・ガバメント実行計画…………… 91
 テロ対策特殊装備展（SEECA T）…………… 140

と

東京イミグレーション・フォーラム… 132, 192
 登録支援機関…………… 42, 91, 102, 103, 171, 172, 189,
 …………… 190, 191
 特定技能所属機関…………… 91, 171, 172, 191

特定技能制度…………… 41, 91, 96, 97, 98, 99, 100, 101,
 …………… 102, 103, 191

特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣

勉強会…………… 101

特定技能総合支援サイト…………… 101

特定産業分野…………… 96, 97, 98, 100, 191

特定非営利活動法人なんみんフォーラム… 129

特別永住者証明書… 37, 121, 166, 169, 173, 174,
 …………… 175, 185

特別高度人材制度（J - S k i p）… 88, 192

特別審理官… 15, 53, 55, 155, 156, 157, 176, 177,
 …………… 178

特例上陸…………… 13, 155, 160, 181

トラステイド・トラベラー・プログラム（T
 T P）…………… 81, 188

な

名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に

関する調査報告書…………… 121, 192

難民該当性判断の手引…………… 127, 192

難民審査参与員…………… 63, 124, 180, 185, 187

難民認定制度… 63, 124, 125, 126, 127, 154, 186,
 …………… 187, 189, 192

難民の地位に関する条約（難民条約）…………… 72

難民旅行証明書…………… 180

に

二国間取決め（M O C）…………… 95, 100, 103

日系四世…………… 90

日系四世受入れサポーター…………… 90

日本再興戦略…………… 92, 150, 185, 188

入管施設感染防止タスクフォース…………… 79

入管施設における新型コロナウイルス感染症
 対策マニュアル…………… 79

入管法第59条による送還…………… 58, 60

入国事前審査…………… 18

入国者収容所等視察委員会…………… 122, 183

入国審査官…………… 148, 154, 155, 161, 173, 178

は

バイオカート…………… 80, 140, 188, 189, 190
 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等
 に関する法律…………… 69
 配偶者暴力相談支援センター…………… 69
 犯罪対策閣僚会議…………… 67

ひ

被上陸拒否者…………… 16, 17

ふ

不法残留…………… 43, 44, 45, 46, 48, 49, 55, 56, 179
 不法就労…………… 50, 51, 52, 53, 121, 135
 不法上陸…………… 48, 56
 不法入国…………… 14, 46, 47, 48, 55, 56, 85, 184, 185,
 …………… 187
 プレクリアランス…………… 83
 分野別運用方針…………… 97, 98, 99, 100

ま

マイナンバーカード…………… 91, 115

み

みなし再入国許可…………… 11, 78, 186, 190
 未来創造人材制度（J－F i n d）… 88, 192
 未来投資戦略…………… 91

や

やさしい日本語…………… 114, 116
 やさしい日本語の普及による情報提供等の促
 進に関する検討会議…………… 114

ゆ

輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C
 C S）…………… 86, 192
 ユリノキテラス…………… 140

よ

四谷大好き祭り…………… 117

出入国在留管理 (2023年版)

2023年11月 発行

出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1



2023

出入国在留管理